

大多喜町告示第46号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

大多喜町長 平 林



1. 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税所得等証明書交付手数料

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで